

北中城村開発行為に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北中城村における安全で良好な地域環境を確保し、地域における現在及び将来の住民の生命、健康及び財産を保護するため、ひいては村の秩序ある発展を図るため、切土、盛土、埋土等を伴う開発の適正化に関し必要な事項を定め、無秩序な開発を未然に防止し、村土の秩序ある利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発行為を行う一団の土地の区域をいう。
- (3) 一団の土地 土地利用上現に一体の土地を構成しており、又は一体として利用に供することが可能なひとまとまりの土地をいう。
- (4) 事業主 開発行為に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (5) 工事施工者 工事の請負人（下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、北中城村内において行われる開発行為で、次の各号に掲げるものに適用する。

- (1) 開発区域の面積が500平方メートル以上、3000平方メートル未満の開発行為
- (2) 開発区域の面積が500平方メートル未満であっても、災害や公害を誘発すると思われる開発行為

2 前項の規定にかかわらず、一定区域内において連続して行う開発行為で、その開発区域の面積が前項第1号に掲げる規模に達した場合にも、この要綱を適用する。

(適用除外)

第4条 この要綱の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

- (2) 国及び地方公共団体が行う開発行為
- (3) 農林漁業振興のため法令に基づき行う開発行為
- (4) 国若しくは地方公共団体の助成を受けて行う開発行為のうち、村長が適当と認めるもの
(届出)

第5条 第3条の開発行為を行おうとする事業主は、開発行為届出書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、事業計画書（様式第2号）、委任状（様式第3号。代理人が申請する場合に限る。）、位置図、区域図、計画平面図その他村長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項による届出の内容を変更する場合は、開発行為変更届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

(処理)

第6条 村長は、前条による届出書を受理したときは、速やかに現場調査等を実施し処理するものとする。

(事業主及び工事施工者の責務)

第7条 事業主及び工事施工者は、事業施行に当たっては災害防止に努めるとともに、地域住民の生命、財産の保護並びに生活環境の保全に最善の努力を払うものとする。

- 2 事業主及び工事施工者は、地域住民又は利害関係者と紛争が生じた場合は、誠意をもって話し合い等を行い責任をもって解決しなければならない。
- 3 事業主及び工事施工者は、工事施工によって利害関係者及び付近住民に被害が生じた場合は、自己の責任においてその損害を補償するものとする。
- 4 事業主及び工事施工者は、その工事施工が原因で道路、排水路等の公共施設を破損及び汚損したときは、速やかに原状に復旧するものとする。

(立入検査)

第8条 村長及び利害関係者は、必要と認めたときは工事現場又は事務所に立ち入り、実施状況、工事に関する書類等を開発届出書に基づき検査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。